

代理人
 弁護士 先生

法律事務所

計 算 書

(1) 治療費	金5,966,581円	
(2) 看護料	金427,000円	
(3) 通院費	金32,000円	
(4) 雑費	金145,600円 (1300円×112月)	
(5) 休業損害	金5,054,110円	
(6) 慰謝料	金1,790,000円	
(7) 逸失利益	金17,895,735円 (515万円×0.45×7.722・10年)	これが問題!!
(8) 後遺障害慰謝料	金8,500,000円	
合 計	金39,811,026円	- ①
(9) 過失相殺	金11,943,308円 (30%:シートベルト不着用・好意同乗)	
(10) 既払金	金16,018,935円	
合 計	金27,962,243円	- ②
※ 提示額 (①-②)	金11,848,783円	

以上、あくまで話し合いを前提に提示をしますので、ご検討の上ご連絡ください。

「片目失明でも十年経てば慣れる!」
 労働能力喪失期間を
 三十五年分カットしようとした東京海上

損害賠償総額二〇〇万円の提示が、既払い金四八〇〇万円にアップ。
 損保会社の対応のまずさが、結果的に、
 被害者の怒りを増幅させているケースはかなり多い。

まずは、P57の「計算書」を見てほしい。

これは、2002年7月、加害者側(東京海上火災保険株式会社、以下、東京海上)のD弁護士から、被害者側のC弁護士に送られてきた、損害賠償額の「計算書」である。左側には損害の項目が並び、右側には各金額とその合計額、1184万8783円という数字が記されている。

被害者のAさんは、19歳のとき、友人Bさんの運転する車の助手席で単独事故に遭い、片目失明などの大ケガを負った。その後、顔面の醜状痕治療のために形成外科手術をくり返したため、この時点ですでに10年という歳

月が経過していた。ちなみにAさんは事故当時から現在まで無職のままである。

さて、ここまでの情報と、東京海上側の弁護士から送られてきた「計算書」を見比べて、「あれ、おかしいぞ」と感じた人はどのくらいいるだろうか? おそらく大半の人は、1円単位まで正確にはじき出されたこれらの数字を見て、

「なるほど、こういう計算になるのか……。まあ、天下の大企業・東京海上の弁護士が計算しているんだから、間違っているはずはないだろう」

と納得し、そのまま信じて示談に应じてしまうのでは

ないだろうか。

たしかに、パツと見た感じでは、「適正」な数字に間違いないし、もちろん足し算も合っている。しかし実は、こうした文書のなかに、ときとして大きな落とし穴が隠されている場合があることを、交通事故の被害者は肝に銘じておかなければならない。つまり、この「計算書」は、決して最終決定額ではないということである。

労働能力喪失期間がなぜ10年に短縮?

「いやあ、私もこの計算書を見たときは驚きました。被害者側に弁護士がついていても、堂々とこういう提示をしてくるんですから……。弁護士なしで行なわれる一般の示談が、どんな低い水準で行なわれているかと思うと、恐ろしいものがありますね」

そう語るのは、被害者側の代理人・C弁護士だ。

「とくにひどいのが、(7)の逸失利益です。1789万5735円という金額の下に、根拠となる計算式が書かれていて、その最後に『10年』とありますね。つまり、損保側の代理人は、Aさんの労働能力喪失期間を10年として計算しているのですが、失明などの場合、通常は67

歳までの期間を労働能力喪失期間として計算します。つ

まり、Aさんの場合、労働能力喪失期間は約45年間になるはずなのです。また、シートベルト不着用で、ケガをした同乗者に対し30%の過失相殺というのも厳しいですね。それだけじゃありません。過去10年分の遅延損害金は払わないけれど、将来利息はライブニッツ計算(将来の逸失利益から中間利息を複利計算で差し引く計算法)できっちり控除するというのですから、抜け目がありません。ちなみに、被害者側は、当初、約8500万円の請求をしていたのです」

あまりに渋い提示額に驚いたC弁護士は、この文書を受け取った数日後の2002年7月10日、加害者側のD弁護士に、次のような質問文書を送付した。

「A氏の件、先生よりご送付いただきました「計算書」を拝見させていただきました。率直にいつてなかなか厳しいご提案であると受け止めておりますが、訴訟を選択する前に、なお、下記の点についてご教示いただき、最終的な方向を検討させていただきたく存じます。お忙しいところ恐縮ですが、下記の点について、よろしくご回答ください。」

1、治療費及び入・通院期間

これについては当方の認識が不正確かもしれません。申し訳ありませんが、治療先ごとの入通院期間および支払われた治療費の明細をご教示いただけませんか。

2、逸失利益

労働能力喪失期間を10年とされた根拠をご教示ください。ムチウチなどと異なり、経年によって症状が改善される事案とは思えないのですが。

3、過失相殺・好意同乗

(1) 好意同乗

たんなる無償同乗では減殺の理由となりえないと理解しております。加害者の危険運転についてA氏にどのような関与があったのかについて具体的にご教示ください。

(2) 過失相殺

仮に好意同乗の点を除外とした場合、シートベルト不着用だけでどの程度の減殺を考えておられるのか、およびその根拠についてご教示ください。

4、法定金利

本件のように、事故後、長期間が経過している事案においては、示談または和解においても法定金利を無視することは妥当ではないと思われれます。とくに、法定金利

による将来利息控除(ライブニッツ計算)がなされることとの均衡を著しく欠くことにならないでしょうか?

(事故後、現在まで補償を受けていないのに、その期間中の「将来利息」すら控除される!)

先生のお考えをご教示いただきたく存じます。

東京海上・D弁護士からの回答書

まもなく、D弁護士から入院期間についての事務連絡は返ってきたものの、本題についての回答はなかなか戻ってこなかった。

そこで、1カ月半が過ぎた8月11日、C弁護士は、「今月中にご回答をいただきたい」という内容の文書と「シートベルト不着用」に関する過失0%の判例を送付。そして4日後の8月26日、加害者側のD弁護士から、ようやく以下のような回答文書が戻ってきたのだった。

「先生からのお問い合わせの件につき、当職は以下のごとく考えておりますので、ご検討ください。」

1、労働能力喪失期間

本件の労働能力喪失は「一眼の失明」によるものの検

討となりますが、一眼失明症例でも健眼視力は良好ですから、下界のものを平面として見ることに關しては、不便はまったくないと思われ、問題なのは両眼でものを見ることにより組み立てられる立体視など、両眼視機能の消失です。

それゆえ、平面さえ見えれば充分な(たとえば、コンピュータ画面を見れば事足りる)一般事務職・管理職などでは、労働能力喪失はほとんどないといえます。

そこで、一般事務作業においては、事故後、仕事に復帰したばかりの頃は単眼のため違和感を覚えるのではないかと推量されますが、単眼視に慣れてくると、像の大きさなどで大雑把な立体感把握も可能となり、労働能力喪失率の通減は充分期待できると考えられることから、相当喪失期間として10年とさせていただきます。

2、過失相殺・好意同乗減額

本件は最高速度40キロメートル毎時の道路を、約3倍にもなる105乃至110キロメートル毎時で同乗走行という危険関与型であり、いわゆるたんなる好意同乗と異なります。加えて、シートベルト不着用による損害拡大防止義務違反(それ自体は10%相当)もあるものと考えます。

はないだろうか。仮に、損保会社サイドのこんな理屈が通るのなら、どんなに重い障害もすべて切り捨てられてしまう危険性もないとはいえない。この話を聞いて、私も疑問を感じずにはいられなかった。

被害者側からの第2次提案を全面的にのむ

C弁護士からこうしたいきさつについての説明を受けた被害者のAさんは、さっそく、加害者であり、友人でもあるBさんに相談することにした。

片目失明の労働能力喪失期間を10年として計算してきD弁護士は、事実上、東京海上の弁護士ではあるが、契約上は、あくまでも加害者であるBさんと委任契約を結んだ代理人である。

ところが、加害者のBさん自身、自分が依頼した弁護士が、Aさんに対してこのような主張をしていることを、知らされていなかったというのだ。

Bさんにしてみれば、自分の運転ミスによって重傷を負わせてしまったAさんのために、できるかぎりの賠償をしてもらいたいと望んでいたはずだ。そしてそのために、東京海上で任意保険をかけていた。それなのに、な

3、法定金利

示談実務としては、一般に加算していないものと考えます。

もつとも話し合いですので、先生からの再提示案があれば検討させていただきたく、よろしくお願いします。

C弁護士は語る。

「要するに相手側は、『片目失明でも10年経てば慣れる。だから、労働能力喪失期間も10年でカット』という理屈なんです。これには被害者のAさんも、さすがに信じられない様子でした。もちろん、片目を失明した被害者の労働能力喪失期間を10年で計算した判例など、過去にはひとつもありません」

それにしても、医師の資格もない弁護士が、被害者と面談することもなく、勝手にこのような主張をしてよいものなのだろうか? 事実、被害者のAさんは、事故から10年経った今も、就職ができないでいるのだ。

誰も好き好んで障害者になつたわけではない。突然の交通事故に遭遇し、障害を負いながら、少しでも日常生活に慣れ、適応できるよう必死に努力を重ねているので

ぜ、自分のまったく知らないところで、このようなひどい交渉が進んでいるのか……。

話を聞いて驚いたBさんは、事実関係の確認のため、すぐにD弁護士に電話をかけた。「10年も経てば片目失明でも人並みに働ける」といった内容の主張は、友人であるAさんに、あまりにも申し訳ないと感じたからだろう。そして、ここから交渉は急展開する。

Bさんが電話をかけた翌日、D弁護士からC弁護士の

「既払金+4800万円という被害者側からの第2次提案を全面的にのむ」

という内容の返事が返ってきたのである。訴訟をすれば、さらに賠償金額が上がる可能性もあったが、この事故の場合、加害者と被害者が友人同士ということ、またこの先、裁判にかかる時間や労力も考えて、Aさんは、この提示額での示談を決意したのだった。

C弁護士は振り返る。

「こちらは訴訟を覚悟していましたから、正直いつて拍子抜けの感もありました。こんなにあっさりと認めるなら、なぜあのような主張をしてきたのか、不思議なくらいです。しかし、2年前に東京海上が初めて出してきた

事前認定の金額は、さらにひどいものでした。なんと、総額1100万円……。常識では考えられない低廉な金額で、およそ健全な企業活動とは言いがたいような内容でした。ちなみに、当時、自算会（自動車保険料算定会）の職員が、『任意保険の担当者も落ちぶれたもんだ。

最近では自賠責基準を下回る求償の事案が多い。そんなときは突っ返してやり、文句を言ってきたら、金融監督庁に報告するぞ、と言つてやるんだ』と話していました。

でも、ここまでくれば、それくらいする必要はあるかもしれないですね」

バレてもともと、バレなければ儲けもの!?

今回の事故の場合は、偶然にも加害者と被害者が友人関係だったが、そうでなければ、被害者が加害者に直接相談するということはまず不可能だったはずだ。

損保会社の対応のまずさが、結果的に被害者の怒りを必要以上にかきたて、加害者の知らないうちに怒りを増幅させているケースは、かなり多いのが現状だろう。

こうした重傷事故で、最終的に提示額を1184万8783円と計算した東京海上、また、労働能力喪失期間

を10年とした加害者側弁護士には、何のペナルティもないのだろうか。交渉ごととはいえ、もし被害者が弁護士に依頼していなければ、数千万円の格差のまま、あつさりとして低額での示談を強いられていた可能性もあるのだ。

今回の経緯を見ると、下品な表現かもしれないが、「バレてもともと、バレなければ儲けもの」といった下心があるように思えてならない。自動車保険は、いざというとき適正な支払いをしてこそ意味があるというのに。今回のケースについては、東京海上の本社にも事実関係の確認を依頼したうえで、具体的な質問をいろいろ投げかけていたのだが、返ってきた答えは、これだけだった。

「個別事案に関する内容であり、個人情報保護の観点から、回答は差し控えさせていただきます」(東京海上・広報部)

「個人情報保護」は、もちろん大切だろう。しかし、それ以前に「被害者個人の人權」を保護するような、適正な示談交渉を心がけていただきたいと願うばかりだ。